令和元年度亀岡市まちづくり協働支援金



『審査会』は、申請いただいた団体と、「亀岡市まちづくり協働推進委員会」等で構成する審査員が同じテーブルについて、対等な立場で 意見交換をする「場」のことです。



日時:令和元年6月15日(土) 10時00分から15時30分 16日(日) 9時30分から11時30分

場所: 亀岡市役所3階 302・303会議室

出席者

(1) 申請していただいた団体

9団体

※各団体指定の時間に出席(詳細は裏面参照)

(2) 審査員(亀岡市まちづくり協働推進委員会等)

(3) 市担当職員(事務局·市民力推進課)

若干名

6名

進め方

(1)出席者の自己紹介

(2)申請者から事業内容の説明(5分)

※市民連携事業については10分

(3)意見交換(15分)

※市民連携事業については20分

約20分

※市民連携事業は30分

(4)終了

1

※各審査員が仮採点し、その後ミーティングを行い調整する。

審査会で内定 📥 市長が決定 ➡ 申請者へ通知

項目	要件
事業の公益性	◎地域の課題を的確に把握し、地域のために事業を企画していること
	(例)・地域の実情に合った課題設定ができているか ・主体的な情報発信により事業効果を広く発信しようとしているか
課題解決力	◎設定した課題の解決を図る具体的な手段やその効果が示されていること
	(例)・事業の目的と手段の関係性が明確か ・設定した課題の解決に向けて前進を図ることができる手段が示されているか
事業の継続性	〇交付終了後の自立や継続的発展に向けた展望を持っていること
	(例)・次年度以降の事業計画において継続的、発展的な展望はあるか ・参加費や寄付金の獲得など、自己資金獲得に向けた展望はあるか
事業実現性	〇事業実施のために必要な体制が整っていること
	(例)・スケジュール、人員確保、他団体との事前調整などができているか
チャレンジ性 ※スタート事業のみ	〇新たに地域の課題解決を行おうとする熱意があること
	(例)・地域の課題を自分事として捉え主体的に活動しようといているか
発展性 ※ステップアップのみ	〇これまでの活動と比較して発展した部分がみられること
	(例)・これまでの活動の成果と課題を活かした内容になっているか
協働効果 ※市民連携のみ	〇各団体が特性を活かし、単体では実現できない効果が期待できること
	(例)・相乗効果が期待できる連携先であるか ・事業の企画段階から十分な事前協議と役割分担を行えているか